



柑橘類および落葉果樹維持拡大支援事業費補助金のお知らせ

問 農林課 農政係 ☎0952-75-4825



柑橘類および落葉果樹の栽培面積の維持・拡大を目的に苗木の購入に対し助成を行います。助成の概要については、次のとおりです。

■申込期間 2月6日(金)まで

■助成内容 柑橘類・落葉果樹の苗木購入助成

※柑橘類：みかん、中晩柑、レモン

落葉果樹：桃、スモモ、梅、梨、びわなどの佐城
果樹産地構造改革計画の推奨品種

■助成費 栽培面積維持または拡大に伴う苗木購入 費の一部を助成します。

※1人当たり助成額は5万円を上限とします。予算
を超えた場合、按分を行い1人当たりの単価が下
がる場合があります

■助成条件

生産物販売を目的として苗木同一品種10本以上を購
入することが条件となります。

※ただし、①早生（宮川・興津）②（大津4号・
ヒリュウ台大津4号）③（青島・ヒリュウ台青
島・清水4号、ヒリュウ台清水4号）は①、②、
③それぞれのカテゴリーで合計10本以上あれば、
同一品種として扱う

※他の補助事業を活用される場合は原則、対象外と
なります

■申込方法

JAの苗木購入申込みをされた場合、JAを通じて、市
へ申請されます。JA以外で苗木を購入された場合に
ついては、多久市役所2階（農林課）へ申請してく
ださい。その際は、印鑑・通帳をご持参ください。

20歳になつたら国民年金

問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191 / 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159



国民年金は、老後やいざという時の生活を、現役世
代みんなで支えあう制度です。

国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国民
年金に加入することが義務づけられています。

20歳になると、一部の人^(*)を除き、自動的に国民
年金に加入します。

^(*) 厚生年金加入者や共済組合加入者、または、そ
の加入者に扶養されている人（配偶者に限る）

【国民年金の加入】

20歳の誕生日を迎えると「基礎年金番号通知書」
「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」
「保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度
の申請書」などが送付されます。

※「基礎年金番号通知書」は、加入する年金制度の
変更手続き（国民年金⇒厚生年金保険）や年金の
請求手続きなど一生をとおして使用しますので、
大切に保管してください

【保険料の納付】

- 1か月当たりの保険料は17,510円（令和7年度）
です。
- 納付は、便利でお得な口座振替やクレジットカ
ードの利用がおすすめです。

※早めに納めることで、保険料が割引になる制度が
あります

《保険料を納めることが困難な場合》

学生や無職などで
収入がなく、支払い
が困難な人は「学生
納付特例制度」や「免
除・猶予制度」を利
用できます。

